住 宅 の 管 理 に つ い て

（入居者編）

きれい・快適に使っていただくために

令和６年３月改訂

藤岡市役所　都市建設部　建築課

開庁時間　平日 ８：３０～１７：１５

℡　４０－２３２６（直通）

◆はじめに

市営住宅は、市が管理している住宅です。

入居者の皆さんは、市営住宅が建設されている趣旨をよく理解していただき、市営住宅を正しくご使用されますようお願いいたします。

◆市営住宅入居者の保管義務について

市営住宅への入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならないとされています。

また、団地生活は、集団共同生活の場です。皆さんが明るく快適な生活ができるようお互い譲り合い助け合って、健康で文化的な楽しい生活の場となるように、入居者全員の方に保管義務の再確認をお願いします。

主な注意事項

（１）共益費は期限までに支払うこと。

団地によっては、共用部分の電灯や浄化槽の維持管理費など共益費がかかる団地があり、住宅管理人が取りまとめております。集金については、遅れることのないよう住宅管理人に必ず支払ってください。

（２）清掃作業には、積極的に参加すること。

団地は、皆さんの生活の場ですので、除草等の団地または棟ごとに実施する清掃作業には必ず参加してください。やむを得ない理由で出席できない場合はあらかじめ住宅管理人に報告してください。また、団地等によっては 2,000 円程度の出不足金が生じる場合があります。

（３）自動車は、指定された駐車場以外には、絶対に駐車しないこと。

火災時等、緊急車両の妨げになりますので、必ず守ってください。

（４）バルコニーにある隔て板（隣戸とを仕切る板）は、非常の際に破って隣戸に避難するためのものです。隔て板の前、避難はしごの下には、物を置かないこと。

火災の際、避難通路になります。

（５）玄関ドアは、開けっぱなしにしないこと。

鉄の扉は、火災の際の防火扉として設計されていますので、常に閉めた状態でないと危険です。ドアの上のドアクローザーは、決して取り外さないでください。

（６）自転車等は、指定の自転車置き場以外には、置かないこと。

危険ですから、住宅の入口または階段付近には、自転車・物等は、置

かないでください。

（7） 流し台、浴室、ベランダの排水口は、時々目皿を外して清掃すること。

油は、絶対に流さないでください。また、排水管を詰まらせたときは、入居者の負担によって直していただきます。

（8） 市営住宅内では、ペットを飼育しないこと。

ペットを飼うと吠えたり、他人の家へ入ったりして、トラブルの元となるばかりでなく、部屋が汚くなって非衛生的となり、次に住む入居者が大変迷惑します。

以上のほか、社会ルールが基本となりますので、お互いが助け合い、理解しあい、より良く生活できるようご協力をよろしくお願いいたします。

※上記の“主な注意事項”を守らないと条例等の違反により住宅を明け渡していただくことがありますのでご注意ください。

◆入居者が負担するものについて

1．それぞれの入居者が直接負担するもの

⑴ 電気、ガス、水道や電話の料金
⑵ し尿の汲み取り料金
⑶ 電球、蛍光管等の取替え
⑷ 畳の表替え
⑸ 内壁等のクロスの張替え、塗替え及び穴あき等の修理
⑹ 破損ガラスの取り替え
⑺ 障子及びふすまの張替え
⑻ 網戸の張替え
⑼ 給水栓の修理及び取替え
⑽ 台所流し、洗面器、浴室、便所及び洗濯機用の排水管の詰まりの除去
⑾ その他構造上重要でない部分の修理（附帯設備を含む）

2．共益費として棟別や団地ごとに負担するもの

⑴ ポンプ室やエレベーターの電気料金
⑵ 階段灯や外灯の電球などの交換と電気料金
⑶ 集会所の部分修繕、電気料金、ガス料金、水道料金
⑷ 外部水道などの水道料金
⑸ 浄化槽の保守点検・清掃費用、電気料金、水道料金

⑹ その他共同施設の備品や消耗品に掛かる費用

３．退去時に負担するもの

⑴ 上記１．の⑷～⑾

⑵ 入居者が設置したもの（棚、物置、植木等）の撤去

⑶ 室内外の清掃、排水管の高圧洗浄又はトイレの汲み取り

⑷ その他退去時の修繕箇所確認の際に、市職員より指示があった箇所の修繕

◆市営住宅使用上の注意事項

市営住宅は、公営住宅法や条例など一定の制約のもと住んでいただくことになります。民間の共同住宅とは異なるルールがありますので、これらのルールを守り、明るく快適な生活を送るようにしてください。

１．共同生活

市営住宅は共同生活の場です。清潔で快適な生活ができるように、お互いに気を付け、注意しあいましょう。特に騒音や水漏れは、トラブルになりやすいので、日頃からの心掛けが大切です。

２．ペット飼育の禁止

犬、猫、その他の動物を飼うことは禁止しています。

３．環境の整備

住宅内外の清掃、植木、芝生の手入れ、ごみの始末や排水口等の清掃は、入居者皆さんに協力して行っていただきます。

４．目的外使用等の禁止

市営住宅を許可なく、住宅用以外の目的に使用したり、模様替え又は増築をすることはできません。

５．騒音の防止

ドアの開閉音、テレビやラジオ等の音量など、近隣への迷惑を考えてお互いに気をつけましょう。

６．火災の防止

灯油、ガス、電気器具等の取扱いには十分注意し、火災の防止につとめましょう。なお、各住戸の居室に火災警報機を設置しています。大量の煙を感知した場合は警報音がなります。

万が一、出火した際には、速やかに近隣の入居者に知らせるとともに、消防署（１１９番通報）へ連絡してください。

なお、出火の原因が入居者にある場合は、原状回復、損害賠償及び住宅の明渡しなどの請求をすることがあります。

７．バルコニーの利用

バルコニーの床は、基本的に防水加工を施しておらず、排水口が詰まったり、多量に水を流したりすると階下に漏れるおそれがあります。

排水口は、定期的に掃除するようお願いいたします。

バルコニーの手摺側に箱や障害物などを置くと、小さいお子さんの足がかりとなって大変危険ですので、置かないでください。また、植木鉢等を手摺の外側に置くと、落下により他に危害を及ぼすことになりますので避けてください。

また、バルコニーは緊急時に避難するための通路ですので、隣戸との仕切板や階下への避難口付近には絶対に物を置かないようにしてください。

８．電気の使用

電気の容量には制限がありますので、電灯及びコンセント等の容量に注意してお使いください。また、たこ足配線やコードの結束は、火災の原因にもなりますので絶対にしないようにしてください。

古くなった器具や延長コード等は使用しないよう心がけましょう。

９．ガスの使用

ガス漏れは大事故につながりますので、器具等の取扱いには十分注意してください。旅行、入院等長期にわたり家を空けるときは、元栓を占めるようお願いします。また、あらかじめ市に“市営住宅入居者長期不使用届”を提出してください。

１０．結露とカビ

「結露」とは室外と室内の温度差が大きい場合、空気中の水蒸気が冷やされて室内の壁や窓に水滴が発生する現象です。

鉄筋コンクリート造の住宅では「結露」は避けがたいことですが、これにより壁、天井、畳に「カビ」が発生したり、家具や寝具類にも被害を及ぼすことになります。

室内の換気を十分に行い、被害を未然に防ぎましょう。

１１．駐車場の使用

駐車場の使用許可は１世帯あたり１台までです。入居者は許可を受けた区画以外に駐車しないようにしてください。なお、２台目以降の駐車場は、本郷団地については近接の民間駐車場を、水押団地については水押パーキング会を借りていただく必要があります。詳しくは建築課に問合せ下さい。

また、来客者がいる場合は来客者駐車場を使用させてください。なお、来客者駐車場の長時間駐車はご遠慮ください。

１２．その他

入居者は、次の行為をしたときに入居資格を失い、住宅の明渡しを請求される場合がありますのでご注意ください。

・家賃を３月以上滞納したとき
・住宅又は共同施設を故意にき損したとき
・正当な事由によらないで１５日以上公営住宅を使用しないとき
・暴力団であることが判明したとき（同居者を含む）
・条例の規定に違反したとき

◆入居中に必要な手続き

１．収入申告の手続き

家賃は毎年度世帯の収入に応じて変更されます。家賃の決定のため、毎年８月に「収入申告書」を必ず提出していただきます。提出されない場合は、民間賃貸住宅並みの高額な家賃になります。

２．承継の手続き

入居者名義人が死亡、転出をして残った親族が引き続き市営住宅に住み続けたい場合は、承継の手続きを行う必要があります。速やかに所定の書類を提出してください。

※承継は入居するときと同様の要件が求められます。

※承認ができない場合があります。

３．同居の手続き

同居させたい家族等がいる場合は、所定の手続きを行ってください。なお、同居には一定の要件があります。

４．家族の異動の手続き

出生、死亡、婚姻、転出などにより同居する家族に異動があった場合は、１４日以内に届出してください。

５．長期不使用の手続き

入院や旅行などの理由で１５日以上住宅を留守にする場合は、あらかじめ届出してください。

６．駐車場利用などの手続き

市営住宅の駐車場を使用開始する、駐車場の使用を止める、駐車する車を買い替えた等の場合は、所定の手続きを行ってください。

※１戸に１区画が原則ですが、駐車場のない団地や全戸数分が無い団地もあります。

７．連帯保証人等の変更の手続き

連帯保証人若しくは家賃債務保証業者、または身元引受人を変更する場合は、あらかじめ所定の手続きを行ってください。

◆住宅管理人について

市営住宅には、住宅管理人を配置している団地があります。住宅管理人の任期は原則１年で、主に次の職務があります。

【住宅管理人の職務】

１．住宅及び附属設備並びに共同施設の管理及び破損の報告に関すること。
（１）共用部分にある蛍光灯等消耗品の交換等
（２）共同施設の破損箇所等の報告
２．集会所の利用承認に関すること。
３．付属施設及び共同施設に係る電気料、水道料その他共益費の徴収及び支払並びに収支の記録に関すること（注）。
（１）毎月の集金
（２）共益費に係る出納帳の作成等
４．入居者相互の連絡に関すること。
（１）敷地内の除草や清掃に伴う入居者間の連絡等
５．収入に関する申告書等の各種文書の配布に関すること。
６．浄化槽の保守点検及び清掃の委託契約事務に関すること。
（１）浄化槽保守管理会社との保守契約の締結及び支払
７．住宅及び附帯施設並びに共同施設の管理上必要な事項についての調査及び報告その他住宅監理員が指示すること。

住宅管理人の配置は団地毎、棟ごとに決められており、期間は４月から翌年の３月までの１年間です。住宅管理人は入居者の中から委嘱しますので、入居者同士協力し合い、順番になっていただくようお願いします。

市営住宅管理会社等連絡先一覧

団地名	ガ　ス （〇印は都市ガス）	電　気	下　水 （〇：公共下水・△：浄化槽・□：汲取り）
本郷	㈱シバヤマ（※1） 〈22-1346～22-1348〉	東京電力カスタマーセンター 〈0120-995222〉 （引越・契約変更〈0120-995221〉）	〇
水押	㈱シバヤマ（※1） 〈22-1346～22-1348〉		△㈱西原ネオ北関東営業所 〈048-685-4530〉
東裏	〇東京ガス㈱群馬支社 ガス漏れ等緊急窓口 〈027-322-2523〉 開栓・閉栓 エネスタ藤岡高崎 〈50-9211〉		〇
城屋敷第３	〇東京ガス㈱群馬支社 ガス漏れ等緊急窓口 〈027-322-2523〉 開栓・閉栓 エネスタ藤岡高崎〈50-9211〉		〇
岡前	入居者の契約による		△※2
萩の宮	㈱シバヤマ（※1） 〈22-1346～22-1348〉		△※2
塚原第１・塚原第２	㈱シバヤマ（※1） 〈22-1346～22-1348〉		〇
思川	入居者の契約による		□㈱サニティション 〈52-2248〉
浄法寺３号	入居者の契約による		□㈱サニティション 〈52-2248〉
上町（新）	入居者の契約による		△㈱サニティション 〈52-2248〉
上町（旧）	入居者の契約による		□㈱サニティション 〈52-2248〉
宮本	入居者の契約による		△㈱サニティション 〈52-2248〉

〇水道　藤岡市上下水道部経営課〈0274-22-1951〉

〇電話　ＮＴＴ東日本　116（固定電話から）　0120-116-000（携帯から）

※1：留守電の場合、携帯番号のガイダンス有り

※2：①㈱きみの〈22-0725〉　②㈱多野防疫〈22-2526〉　③㈱上信メンテナンス〈22-1051〉

①から③のいずれの業者でも対応可能

市に工事登録している業者一覧（修理などが生じた場合に参考にしてください。）

商号	住所・電話番号	具体的な取扱い種目等
㈱上信メンテナンス	上戸塚 133-1 22-1051	排水管の詰まり
㈱関東特殊防水	高崎市 0274-347-2210	排水管の詰まり
岩井電気工事㈱	藤岡 613 22-0780	電気
㈱内田電気工事	藤岡 1178-2 22-3476	電気
㈲近藤電気商会	藤岡 590-12 22-0439	電気
㈲萩原電気工事	三波川 1266-7 52-3240	電気
㈱ユーデンシステム	東平井 1160-2 24-4148	電気
㈱大橋設備	藤岡 1663-7 22-1191	給排水
㈲桜井設備	藤岡 130-1 22-0227	給排水
染谷工業㈱	藤岡 616 22-0666	給排水
永田商事㈱	鬼石 522 52-2689	給排水
根本設備㈱	立石新田 264-1 42-1641	給排水
㈱新久	浄法寺 395 52-2689	建築（雨漏りなど）
多野産業㈱	藤岡 1858-1 22-0036	建築（雨漏りなど）
㈱塚本工務店	藤岡 1848-1 23-1212	建築（雨漏りなど）
塚本建設㈱	小林 402 23-1151	建築（雨漏りなど）
㈲土橋工務店	本動堂 421 22-8045	建築（雨漏りなど）
㈱豊田工務店	藤岡 1736 22-1948	建築（雨漏りなど）
㈱長谷川建設	藤岡 885-11 22-0739	建築（雨漏りなど）
㈲原建設工房	東平井 596-5 22-7007	建築（雨漏りなど）
㈱山口工務店	藤岡 1546-1 23-5247	建築（雨漏りなど）
㈱神田サッシ	三本木 398-3 24-0301	サッシ・建具・鍵
春田ガラス	三ツ木 515 23-4350	サッシ・建具・鍵
㈲横山木工所	本郷 826-1 22-2607	サッシ・建具・鍵
群馬庚申園㈱	本郷 820-9 23-2826	樹木
坂本園芸㈱	高山 1243 23-0473	樹木
多野東部森林組合	藤岡 3117-1 22-3358	樹木

みくに消毒	藤岡 984-13 24-0392	ハチの巣駆除
㈱神栄興業	中栗須 257-2 24-0555	砂利
髙橋建材㈱	白石 1651-18 23-3611	砂利
同友企業	藤岡 614 22-2203	砂利
鬼石職工協同組合	鬼石 483 52-3777	建築修繕
星電機商会	浄法寺 910-7 52-3534	電気
吉沢商店	鬼石 537 52-2344	ガス・給排水
鬼石 LPG 組合	鬼石 	LPG（宮本団地） 連絡先：金沢石油〈52-2206〉
（有）タムラ電設	中大塚 650-5 0274-23-9417	電気・照明設備
飯島緑花	矢場 810 0274-22-4560	造園、除草、樹木剪定、害虫等駆除
宮下建築工房	浄法寺 33-1 0274-52-2792	大工、ガラス、網戸、木工、建物清掃、除草、その他清掃
(株)ウシゴメ設備	立石 291-6 0274-24-1282	上下水道工事、管工事、浄化槽工事
（有）福島建業	神田 1167 0274-24-5568	大工、屋根外壁、防水、塗装、内装
八木工業所	上戸塚 576-12 0274-22-1767	上下水道設備、浄化槽設備
高橋設備	中大塚 930 0274-23-3436	給排水、浄化槽
（有）長浜電機商会	藤岡 911-10 0274-22-3559	電気工事、電気製品、その他
小坂電気	小林 8-5 0274-23-4936	電気・照明設備
久保畳店	鬼石 619-1 0274-52-4496	畳
カギロックサービス２４	立石 1050-2 0274-20-2175	鍵開け、修理、交換、その他
（株）佐藤工業	藤岡 1573 0274-23-8267	大工、内装、塗装、襖、木工、天井材、軽天材、ボード、その他
福田住設	小林 189-2 0274-24-1478	ボイラー、空調、厨房、機械器具、給水装置、給湯器、ガス機器、その他
藤岡水道サービス	上大塚 357-3 0274-23-9372	上水道・住宅水道設備、厨房設備、機械器具設備
パル・ナガハマ	上戸塚 329 0274-23-5882	電気・照明設備、空調設備、電気製品・器具、その他
（有）荻原工務店	中 920-1 0274-24-0714	大工、内装、ガラス、網戸、建具、障子、襖、畳、タイル、木工、塗装、防水、その他
大倉畳店	藤岡 254 0274-23-0291	畳、襖、網戸
(株)和喜産業	上栗須 15 0274-23-8477	工事用資材・工具（木材）、建築関係（大工）、設備関係（電気・照明設備）
(有)関口総合保険	森新田甲 38 0274-40-2780	損害保険、生命保険
(株)松建	藤岡６８９－１ 0274-23-7337	大工、ガラス、網戸、建具、塗装、内装、畳、タイル、障子、襖、木工、電気設備、ボイラー、空調設備、その他

(株)藤住器	藤岡 869-1 0274-22-3872	空調設備
新井プロパン	篠塚 158-1 090-5511-9076	厨房設備、暖房器具、灯油、LPG、給湯器、ガス機器、その他
武藤塗装店	浄法寺 654-2 0274-52-3927	塗装
(株)エール	浄法寺 445-3 0274-25-8332	電気・照明設備、空調設備、電気製品・器具
(株)フリーダム	藤岡 1675-1 0274-24-6326	大工、網戸、建具、塗装、タイル、内装、その他
(株)フジ住建	藤岡 2078-1 0274-23-3963	外壁、大工、塗装、木工、ガラス、網戸、建具、内装、畳、タイル、障子、襖、その他
宇佐見建設(株)	藤岡 1050-11 0274-22-1567	大工、ガラス、網戸、建具、屋根、内装、障子、襖、木工、造園、電気、照明設備
(株)タジマ設備	神田 992-2 0274-50-4695	給排水設備
(株)矢島ガス水道工業	藤岡甲 2886 0274-22-4395	水道工事
みかぼ林業株式会社	下日野 235 0274-25-8720	林業、伐採、除草、林道
青木工業所	下栗須 1105－7 0274-22-0744	機械器具設備、ボイラー、給水管漏水修理、管渠清掃、その他清掃
(株)藤間工業	藤岡 669-2 0274-50-9849	ガラス、網戸、建具等

※本一覧は、本市の競争入札参加登録や小規模工事登録されている業者であり、この中から選定して使わなければならないというものではありません。

次ページ以降は、以前に入居者に配布したチラシです。
どれも管理上大切なものですのでご注意ください。

火災警報器の取り扱いについて

市営住宅には、火災警報器が設置されております。警報機が正しく作動するよう以下の取り扱いに注意をしてください。

１．警報器は、火災で発生する煙をキャッチして「ピー、ピー、ピー」という警報音で火災の危険を知らせるものです。火災の時は火元を確認し、速やかに避難して、１１９番へ連絡するなど適切な処置をしてください。

２．火災以外でも、次のような場合に警報することがあります。警報停止ボタンを押すか、室内を換気すると警報が止まります。
・スプレー式の殺虫剤や、ヘアスプレーなどが直接かかったとき
・タバコの煙を警報器に吹きかけたとき
・調理の煙や水蒸気などが警報器にかかったとき
・線香や蚊取り線香などの煙を発生させたとき

３．くん煙式の殺虫剤など、多量のガスが発生する薬品を使用する場合は、誤報や電池の消耗につながるため、本体を左に回して取り外してください。

４．毎年１度は、中性洗剤を浸して十分に絞った布で警報器の汚れを拭き取ってください。この際、煙流入口に触れないように注意してください。

５．定期的に（１か月に１度）または、３日以上留守にされたときは、テストボタンを押して警報器が正常に作動するかテストしてください。「ピピ、ピーピーピー」と鳴り、警告灯が点灯すれば、正常に監視しております。「ピピ、ピ」と鳴り、警告灯が１回点滅や「ピピ、ピピピ」と鳴り警告灯が３回点滅したときは、速やかに市役所建築課までご連絡ください。

６．警報器は電池で動いており、約１０年間電池交換無しで使用できます。電池寿命が近づくと、約１分間隔で「ピ」と鳴り、警報灯が１回点滅します。音を止めたいときは、警報停止ボタンを約５秒以上押すと、２４時間警報音が停止します。速やかに市役所建築課までご連絡ください。

７．警報器のセンサの感度が劣化して正常に煙が感知できなくなった場合、自動的に異常をお知らせします。「ピピピ」と鳴り、警報灯が３回点滅します。音を止めたいときは、警報停止ボタンを約５秒以上押すと、２４時間警報音が停止します。速やかにし市役所の建築課までご連絡ください。

避難ハシゴが設置されている住宅について

（本郷・水押団地）

本郷団地・水押団地には各階のベランダの両端２箇所に避難ハシゴが設置されています。避難ハシゴが設置されている部屋にお住まいになる方は、次の事項に注意してください。

１．避難ハシゴは伸縮式です。ハシゴの下にエアコン・棚等を置くとハシゴが伸びきれず、有事の際に使用できない場合があります。ハシゴの上下は常にあけておく様にお願いします。

２．避難ハシゴは消防法により毎年安全点検を行うよう定められております。現在年２回点検を実施しておりますので、点検実施の際には在宅する様ご協力をお願いいたします。

団地内樹木・側溝の管理についてお願い

● 岡前、萩の宮、塚原第１、塚原第２、思川、浄法寺３、宇塩、上町（新・旧）の各団地

- 住宅敷地内の樹木管理・・・・・・・・・・・・・・・ 各居住者が行ってください
- 団地内共用施設（通路、広場、公園等）の除草・・・ 居住者全員で行ってください
- 団地内共用施設の樹木管理・・・・・・・・・・・・・ 市が行います
- 団地内側溝の清掃・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 居住者全員で行ってください

●本郷、水押、東裏、城屋敷第３、宮本の各団地

- 団地内共用施設（通路、広場、公園等）の除草・・・ 居住者全員で行ってください
- 団地内共用施設の樹木管理・・・・・・・・・・・・・ 市が行います
- 団地内側溝の清掃・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 居住者全員で行ってください

※団地内共用施設の樹木に害虫が発生し消毒が必要な場合には、建築課住宅係へ連絡してください。

住宅敷地内の樹木管理は居住者

共用施設の樹木管理は市

困っています！！ペットの飼育！！

最近ペットに関する苦情が多く寄せられております。

全ての人が全ての動物を好きではありません。

苦情の多くはペットの鳴き声や糞尿に関するものですが、飼っている人は気づきにくい動物臭や中にはアレルギー反応を起してしまう体質の人もいます。

市営住宅では、犬、猫、鳥などのペットを飼うことは禁止されています。これは団地内での集団生活を営むためのルールの一つであり、入居者の皆さんはルールを守ることを承知し、市営住宅に入居しているはずです。

他の入居者や次に住む入居者が大変迷惑します。

路上駐車は禁止です！！

路上駐車は、市営住宅管理条例の「迷惑行為等の禁止」条項に抵触します。

団地内の通路には、絶対に駐車しないで下さい。救急車、消防車などの緊急車輌の出動及び消火、救急活動に支障をきたすばかりか、子供の飛び出し等交通事故の原因となり大変危険です。

絶対にやめてください！！

緊急車輌が通れない！！

食用油の取り扱いについて（注意）

使用済の油は、量の多い場合は固化剤を使用して固め、少量の場合はキッチンペーパーなどの紙等に吸い込ませるなどして可燃ごみとして出してください。

以前、ある団地の配管が油でつまり団地内の入居者が迷惑したことがあります。絶対にそのまま流さないように注意してください。

排水系統の入居者管理責任について

■　汚水、排水管

台所、浴室、便所などの汚水、排水管は、建物内部と外部にあり、市営住宅のような集合住宅では、構造上、ほとんど上下階の住宅全部が共同で使用しています。このため１人の不注意で管をつまらせると、棟全体に迷惑をかけることになります。あなたが原因者であればもちろん、どなたが原因者か不明のときは、その段階、又はその棟全部の方で、詰まり清掃費を負担していただくことになります。

次のことに十分注意して利用してください。

１．固形物等は詰まりの最大の原因になります。絶対に流さないでください。（便所、台所、浴室等）

２．水洗便所には、綿、生理用品、おしめ（紙おむつ）などを絶対に流さないでください。

３．台所の流しに野菜くずなどを捨てないでください。

４．油は絶対に流さないでください。

５．流し台、浴室、ベランダの排水口にはトラップというお椀型をした物があります。時々この目皿を外してトラップを清掃してください。

６．皆さんが協力して、定期的に排水管などを清掃しましょう。（竪管、外部排水管、排水ます）

■　水漏れ

水漏れは、水道管や排水管からの漏水、入居者の不注意や過失による水漏れなどが原因でおこります。皆さんの使用上の注意や、過失で階下へ漏水させると、建物の損傷や階下の入居者にあたえた損害を負担していただきます。次のことに十分注意して使用しましょう。

１．給、排水管などの損傷や腐食による漏水。

２．流し台、洗面器の水栓のゆるみによる漏水。

３．排水口の清掃不足による漏水。

４．浴室排水目皿の清掃不足による詰まりの漏水。

５．洗濯機、洗濯機パンのあふれ水による漏水。

６．断水、凍結時の蛇口のしめ忘れによる漏水。

７．玄関、階段、廊下などへのまき水による漏水。

８．ベランダに洗濯機などの水を流したための漏水。

■　洗濯機パン

洗濯機による漏水事故防止のために、ホースは必ず洗濯機パンの排水口に差し込んで、しっかり接続してください。排水口にホースを差し込まないまま、洗濯機パンの内側に倒して置いただけの場合や、排水口への差し込み方が不十分であった場合には、排水時ホースに水圧が掛かり、外れて洗濯機パンの外側にホースが投げ出されてしまうことがあります。

また、排水口が洗濯機の下端に隠れてしまうような場合は、洗濯機内部にホースを引き込んで、モーター・ベルト等にからまらないように注意して差し込んでください。

なお、年２～３回は洗濯機を出して、洗濯機パンについた綿ぼこり・糸くずなど、特に排水口廻りの目皿の部分を外して、丹念に清掃してください。そのままにしておくと、目詰まりして漏水事故の原因となります。

※洗濯機パンとは、洗濯機からのあふれた水が床に流れたり、階下へ漏水するのを防止するため、ステンレスで作られた洗濯機用の受け皿のようなものです。

■　換気扇

換気扇の設置された住宅については、次のことに注意して使用してください。

１．台所などの換気扇は毎日使いますので、そのままにしておくと汚れが落ちにくくなります。年に数回はファンを取り外してお使いの洗剤でていねいに拭き取ってください。

２．油汚れなどのひどいときは、換気扇を分解し、ファンを取り外してファンと本体とも拭きます。頑固な汚れのときは、お使いの洗剤を入れたお湯に浸しておきます。外側のシャッターも忘れずに拭きましょう。

※修繕する場合は、入居者の皆さんの負担になります。